

# 沖縄黒糖販路拡大推進事業実施要領

令和2年12月28日 農糖第1243号制定

令和4年3月28日 農糖第1578号一部改正

令和7年3月28日 農糖第1173号一部改正

## 第1 事業の趣旨

沖縄県の含蜜糖生産地域では、平成23年度のさとうきびの大減産を踏まえ、生産対策等を実施した結果、近年、黒糖の生産7～9千トン台で推移している。

一方、さとうきびの生産拡大に伴い、新たな需要開拓が必要であり、現行の流通体系と併存した新たな販路が求められている。

このため、沖縄黒糖販路拡大推進事業（以下、「本事業」という。）において、県産黒糖を取り巻く情勢や需要と供給の変動に対応し、県産黒糖の需要拡大を図るため、県産黒糖の販売力強化、ブランド力向上等に資する事業を実施するものである。

事業の実施に関しては、沖縄黒糖販路拡大推進事業補助金交付要綱に定めるもののほか、本要領によるものとする。

## 第2 事業の実施

### 1 事業の内容

本事業では、「県産黒糖の販路拡大のための販売力強化、ブランド力向上等に資する商品開発・試作」とし、事業の内容等は別表に掲げるとおりとする。

### 2 事業の実施期間

本事業は第3の1により承認を受けた指定日までに事業を完了するものとする。

### 3 事業実施主体

- (1) 事業実施主体は、県産黒糖を取り扱ったことのない事業者、若しくは販路を持った事業者でなおかつ県産黒糖を使用した商品開発を行う事業者とする。
- (2) 本事業の事業実施主体となる場合は、事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- (3) 事業実施主体の構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないものとする。
- (4) 同一の補助事業者が実施できる本事業の回数は、原則5回までとする。

## 第3 事業の実施等の手続

### 1 事業実施計画の提出手続

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1号）を作成し、沖縄県知事（以下、「知事」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施計画の重要な変更については、変更（中止又は廃止）承認申請書（別記様式2号）を作成し、知事に提出して、その承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の変更

1の(2)の「事業実施計画の重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止

### 3 事業の一部委託

事業実施主体は、専門的な知識や技術等を要すると認められる場合、この事業の一部を委託して行わせることができるものとする。

委託を行う場合は、原則として指名競争入札又は企画提案コンペにより委託先を選定する。

#### 4 関係機関との連携体制

事業実施主体は、事業の効率的かつ適正な推進を図るため、県及び沖縄県黒砂糖協同組合、含蜜糖製造事業者、沖縄黒糖販路拡大推進事業委託業務受託事業者、関係団体等との密接な連携に努めるものとする。

#### 第4 補助

知事は、予算の範囲内において、第3の規定により承認を受けた事業実施計画に基づく事業に要する経費につき、別表に定めるところにより補助するものとする。

#### 第5 事業実施に係る報告等

##### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後、実施状況報告書（別記様式3号）を作成し、事業実施年度の翌年度の5月末日までに知事に提出するものとする。

##### 2 事業の実施の指導

知事は、1の規定により提出された実施状況報告の内容について、必要に応じて事業実施主体に対する改善指導等を行うとともに、事業の目的達成に向けた必要な措置を講じるものとする。

#### 第6 反社会的勢力の排除

県は、事業実施主体及びその構成員が以下の各号に該当する者であることが判明した場合には、何ら催促を要せず、事業を中止し、補助金の交付決定の取消又は補助金の返還を求めることができる。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等
- ⑦社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧特殊知能暴力集団
- ⑨その他前号に準ずる者

#### 附則

この要領は、令和2年12月28日から施行し、令和2年度事業から適用する。

#### 附則

この要領は、令和4年3月28日から施行し、令和4年度事業から適用する。

#### 附則

この要領は、令和7年3月28日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>県産黒糖の販路拡大のための販売力強化、ブランド力向上等に資する商品開発・試作</p> <p>1 商品開発支援            県外小売店等への定番化に向け、専門家の個別指導・支援による消費者及び販売チャネル等のターゲットを定めた戦略的な商品開発・試作にかかる支援            (1) 試作品開発・改良費            (2) 分析試験費            (3) 技術指導受入費            (4) 市場・消費者調査費            (5) その他知事が必要と認める経費</p> <p>2 テスト販売・販売促進支援            新規販路開拓の普及を図るため、県外小売店等において、試飲、試食、メニュー提案等を行う、テスト販売・販売促進活動にかかる支援            (1) 商品説明員の雇用に係る経費            (2) 旅費・宿泊費            (3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>(注) ただし、(2)、(3)については、県内事業者及び専属商品説明員が、県外小売店等にて、自ら試食説明等を行う場合、又は、複数の商品説明員への指導、監督、実施店舗での売場作り等、補助事業を実施するにあたり必要と認められる場合に限る。</p> <p>3 見本市・展示商談会等出展支援            見本市や展示商談会等における商品開発にて得られた成果の出展・展示にかかる支援            (1) 出展小間料            (2) ブース設営・運営費            (3) 商品説明員の雇用に係る経費            (4) その他知事が必要と認める経費</p> <p>4 商品開発・試作にかかる沖縄黒糖原材料費</p> <p>上記1と4は必須選択とし、2と3は必要に応じて選択可とする(※複数選択可)。</p>	<p>県産黒糖を取り扱ったことのない事業者、若しくは販路を持った事業者で            なおかつ県産黒糖を使用した商品開発を行う事業者</p>	<p>対象となる事業実施主体は、次の全ての条件を満たすこととする。</p> <p>1 県産黒糖を取り扱ったことのない事業者、若しくは販路を持った事業者で            なおかつ県産黒糖を使用した商品開発を行う事業者</p> <p>2 県産黒糖の使用が確実、かつ定量的に扱われる商品開発を行う事業者</p> <p>3 沖縄黒糖販路拡大推進事業委託業務受託事業者を通じ指定したアドバイザーの支援を受け入れる事業者</p> <p>4 商品開発・試作にかかる県産黒糖の供給について、沖縄県黒砂糖協同組合等と連携できる事業者</p>	<p>8/10 以内            (補助金の上限は 200 万円/1 事業実施主体)</p> <p>事業内容の 1～3 を合わせた上限：100 万円</p> <p>事業内容の 4 の上限：100 万円</p>

別記様式1号（第3関係）

第 号  
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地

名称

代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業実施計画承認申請書

沖縄黒糖販路拡大推進事業実施要領第3に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

(別記様式1号別紙)

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業実施計画書

事業実施主体： \_\_\_\_\_

1 事業の目的

2 事業計画総括表

(単位：円)

区分	総事業費	負担区分		備考
		県補助金	実施主体負担	
(1)商品開発支援				除税額 うち県分
(2)テスト販売・販売促進支援				
(3)見本市・展示商談会等出展 支援				
(4)商品開発・試作にかかる 沖縄黒糖原材料費				
合計				

(注1) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」と、同税額が無い場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

3 事業開始(予定)日  
令和 年 月 日

4 事業完了予定日  
令和 年 月 日

(注2) 事業完了予定日は毎年度2月末日までとすること

5 事業実施計画

区分	具体的な取組内容 (概要、時期、場所、実施内容等)	備考
(1)商品開発		
(2)テスト販売・ 販売促進		
(3)見本市・ 展示商談会等 出展		

(注3) 委託により実施する取組の場合は、備考欄に委託と記載すること

6 積算内訳書

区分	金額 (円)	内訳	備考
(1)商品開発 ( ) ( )			
小計(1)			
(2)テスト販売・ 販売促進 ( ) ( )			
小計(2)			
(3)見本市・ 展示商談会等 出展 ( ) ( )			
小計(3)			
(4)商品開発・試作 にかかる沖縄黒糖 原材料費			
小計(4)			
合計			

(注4) 区分には、必要な費目を追加し、該当しない費目は削除すること

7 その他（以下の関係資料を添付すること）

- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- ・組織の代表者、規約等の分かる資料
- ・見積書（外部委託を実施する場合）
- ・担当者にかかる情報（役職名、氏名、電話番号、メールアドレス）

沖縄県知事 殿

住所又は所在地  
名称  
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業実施計画変更（中止又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農糖第 号をもって承認の通知を受けた沖縄黒糖販路拡大推進事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、沖縄黒糖販路拡大推進事業実施要領第3の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の内容
- 2 変更（中止又は廃止）の理由

（注1）変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること

別記様式3号（第5関係）

第 号  
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地  
名称  
代表者 職・氏名

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業実施状況報告書

沖縄黒糖販路拡大推進事業実施要領第5の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別記様式4号を添付すること。

令和 年度沖縄黒糖販路拡大推進事業実施状況報告

事業実施主体： \_\_\_\_\_

1 事業の目的

2 事業実績総括表

(単位：円)

区分	総事業費	負担区分		備考※1
		県補助金	実施主体負担	
(1)商品開発支援				除税額 うち県分
(2)テスト販売・販売促進支援				
(3)見本市・展示商談会等出展 支援				
(4)商品開発・試作にかかる 沖縄黒糖原材料費				
合計				

(注1) 備考欄には、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」と、同税額が無い場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

3 事業実施期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

#### 4 事業の成果

区分	事業効果	改善策
(1)商品開発  (2)テスト販売・ 販売促進  (3)見本市・ 展示商談会等 出展		

(注2) 改善策の欄には、改善の必要がある場合に記入すること

(注3) 該当のない取組は削除すること

#### 5 事業の総合評価